

2026 年度 日本工業大学入学資格審査実施要項

日本工業大学学則第 30 条 9 号（学校教育法施行規則第 150 条第 7 号）に規定する「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者」に関し、2026 年度入試における日本工業大学入学者選抜についての取扱を次のとおり定める。

1 入学資格審査の対象者

学校教育法施行規則第 150 条第 1 号から第 6 号に該当しない者で、以下に掲げる要件をすべて満たしている者

- ① 本学に入学する意思のある者
- ② 本学が高等学校相当と認める条件を満たす教育を行う施設で当該教育を修了または修了見込みの者
- ③ 2026 年 3 月 31 日までに 18 歳（社会人入試にあつては 21 歳）に達する者

2 申請方法

(1) 申請期限

2025 年 11 月 30 日まで【必着】

ただし、大学入学共通テスト出願の際に他大学の入学資格認定を受けた者で、大学入学共通テスト後に本学への受験を希望するに至った者にあつては、本学の個別学力検查出願受付開始日の 4 日前まで（必着）とする。

(2) 申請書類

本学所定の「日本工業大学入学資格認定申請書」（別紙参照）に、本学が高等学校相当と認めた教育を行う施設で、当該教育を修了または修了見込みであることを証明する、以下の書類を添付して申請すること。なお、申請書類を郵送する場合には、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学入学資格認定申請書在中」と朱書すること。

- ① 出身教育施設の成績証明書（または調査書）
- ② 履歴書（市販されている、一般的な書式のもの）
- ③ 出身教育施設の修了（または修了見込み）証明書
- ④ 出身教育施設の学則等
- ⑤ 出身教育施設のカリキュラム表、シラバスなど（修業年限、授業時間数、授業科目、必要単位数等が明記されたもの）

必要に応じて、上記①～⑤以外の証明書等の提出を求める場合がある。

(3) 審査方法

本学「運営協議会」において、申請者の学習歴及び社会での実務経験等を総合的に判断し、高等学校卒業と同等以上の学力があるかどうかを審査する。

3 審査結果の通知

審査の結果は、申請者に対し郵送により通知する。入学資格が認められた者に対しては、「日本工業大学入学資格認定書」を交付する。

なお、審査結果についての可否の理由は開示しない。

4 本学への出願について

「日本工業大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、出願時に「日本工業大学入学資格認定書」の写しを添付すること。

5 申請書類の提出先・問い合わせ先

日本工業大学 入試部入試課

〒345-8501 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台 4-1

TEL 0480-33-7676 (直通)

6 その他

本要項に基づく入学資格審査時に、学習歴が修了見込みである者が入学する場合には、入学時に修了証明書を提出すること。